

使用料・手数料の見直しについて

1. 概要と経過

使用料・手数料については、受益と負担の公平性確保の観点から料金設定の適正化を図るため、令和2年度に策定した「**使用料・手数料等の見直しに関する基本方針**」（以下「基本方針」）に沿って、原則5年ごとに料金を見直しを行うこととしている。また、第2次行政経営プランにおいても、歳入確保の取組みの中で「使用料・手数料の見直し」を実施計画の一つとして設定している。

<「基本方針」のポイント>

- ①使用料・手数料は、特定の行政サービスを利用する者に負担を求めるものであるため、それらを適切に見直していくために、施設の維持や行政サービスにかかる費用を「原価算定方式」により統一的に理論料金を算出し、適正な料金設定としていくための基本方針を令和2年度に設定。
- ②見直しによる急激な負担増を回避するため、現行の額の150%を改定の上限とする。また、理論料金と現行料金の乖離幅が±10%の範囲については、据え置き扱いとする。
- ③近隣自治体の同等料金等との均衡が必要な料金については、比較検討を行った上で、理論料金によらない、個別の改定額への調整を可能と設定。

<大磯町の主な改定状況等>

平成25年	・大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一般廃棄物の部搬入料金を改定【平塚市のごみ処理手数料との均衡を保つため】
令和2年	・一部施設の使用料及び廃棄物処理手数料を現行の料金へ改定【消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備】 ・「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」を策定

2. 「基本方針」に基づく料金調査結果について

令和5年度から令和6年度にかけて、基本方針に基づき維持管理及びサービス提供に係る人件費や物件費等の経費を確認し、年間の施設利用者数や施設の利用時間、貸出面積等を踏まえて原価算定を行い、各使用料・手数料についての理論料金（別紙1・2のB列）を算出し、最終的に改定した場合の効果額（別紙1・2のG列）を試算した。（※）

なお、理論料金の算定にあたっては、基本方針に基づき改定率の上限を150%までとする負担調整措置を適用している。（別紙1・2のD列）

また、料金の据え置きの考え方については、同じく基本方針に基づき、料金の乖離幅が±10%の範囲内であれば据え置き判定としている。（別紙1・2のC列）

<調査結果のポイント>

① 使用料について **別紙1参照**

- （ア）対象12施設中、施設単位での料金では、据置判定は2施設、増額判定は10施設。
（イ）各施設使用料収入の改定による効果額試算結果は総額 約140万円の増。

② 手数料について **別紙2参照**

- （ア）対象35件中、据置判定は18件、増額判定は17件。
（イ）各手数料収入の改定による効果額試算結果は総額 約2,200万円の増。

※見直しの適用除外：基本方針に基づき、①法令等によるもの、②土地や建物等の財産価値を基準として金額を算定しているもの及び③個別の基準や長期的な管理運営計画の中で金額を算定しているものは除外。

3. 所管課意見

調査結果整理後、町全体で共通認識を持ち行政改革推進の取組みを進めていくため、所管課の意見を確認する意見交換会を開催した。

＜意見交換会において示された改定についての主な意見＞

項目	内容
証明手数料	近隣自治体同サービスに対する改定の動きがないため、足並みを揃えた中で改定の検討としたい。
自転車駐車場使用料	修繕計画等も含んだ運営計画に基づいて料金設定を行っている。 担当としては当面据置、状況を確認し検討としたい。
改定のサイクル	基本方針では改定のサイクルは5年ごとだが、今回の検討で対象外とした使用料は5年後まで見直しできないのか。
対象項目の選択	物価高騰を前提とするならば、一部の項目だけ増額というのは整合がとれていないのでは。上げるならば上げるで、例外なくすべてを対象とすべきでは。
町民への説明	なぜ上げるのか、説明をきちんとする必要がある。また、町民生活に影響が大きいので、周知期間をしっかりとらないといけないと考えている。
下水道使用料	下水道使用料は令和7年度検討後、令和8年度改定を想定している。 現行の浄化槽処理手数料が安く、下水道接続を進めたくないという町民からの声がある。 今後、下水道使用料を改定していくにあたり、し尿処理手数料についても下水道料金とのバランスを考えた上で値上げの検討をしてほしいと考えている。
使用料収入の現状等	利用者が減り、収入も減している。利用件数を増やし歳入を確保するという方向の検討を進めているが、料金改定とどちらが優先されるか。

その他、【条例改正のスケジュール】や【指定管理施設の使用料改定】に関する質問等。

4. 近隣市町の動向について

近隣（湘南管内7市町）の直近3年での料金改定状況は、一般廃棄物（ごみ）処理関連の手数料の改定が進められている一方で、使用料については対象施設の改修等の状況に応じて改定検討がされる場合が多い。**別紙3参照**

近隣（湘南管内7市町）の直近3年での料金改定状況

使用料	施設使用料の改定	3 / 7 市町
手数料	証明発行関連の手数料の改定	なし
	廃棄物処理関連の手数料の改定	6 / 7 市町

5. 使用料・手数料の見直し（案）について

改定の効果、所管課意見及び近隣（湘南管内7市町）の動向を確認した結果、受益者負担の適正化のため、改定を進めるべきと判断される。

なお、使用料については各所管課において施設の利用促進の取組みが検討されていることから継続調査とし、一方で、手数料のうち、特に経費の高騰が顕著で近隣市町約9割で改定が進められている廃棄物処理手数料（し尿・ごみ処理手数料）について引上げとしたい。

<改定対象（案）>

① 使用料について → 使用料の現行料金は当面据え置きとする。

コロナ禍は概ね収束し、消費活動も回復傾向にあることから、まずは各施設の収益向上のため、各施設所管課において利用件数増のための取組みを進め、今後も継続的に経過を調査し検討していくものとする。

② 手数料について → し尿・ごみ処理手数料を見直し対象とする。

改定に伴う効果額試算結果は、総額で2,000万円以上の効果が期待できる。また、近隣（湘南管内7市町）の動向としては、証明発行関連の手数料は据え置きとされている一方で、一般廃棄物（ごみ）処理関連の手数料の改定が進められている傾向にあり、当町においても近年のし尿・ごみ処理にかかる経費の高騰（当初予算比較では、R4約5.1億円→R7約6.2億円であり、1億円を超える増傾向別紙4参照）は顕著となっている。受益者負担の適正化を図り、あわせてごみの減量化等の推進を図る観点から、し尿・ごみ処理手数料を見直し対象とする。

<今後のスケジュール等（予定）>

- ・令和8年4月1日施行での条例改正を目指す。
（し尿・ごみ処理手数料については、近隣自治体の同等料金等との調整が想定されることから、所管課において令和7年度中に個別に準備を行い、実際の改定額について決定する。なお、「基本方針」に基づく改定以外の関連料金の改定についても必要に応じて検討を行う。）
- ・町民生活に影響を与えるものであるため、必要な周知期間等を設ける。

6. 定期的な見直しについて

令和7年度以降も使用料・手数料の現行料金調査は毎年1回継続して行い、特に使用料については、各施設所管課において施設の利用促進を高める取組み等、収益向上に向けた検討を重ねる。

なお、使用料・手数料についての全庁的な見直しの検討は、「基本方針」の原則に基づき、今後も5年毎にコスト算出による全庁的な見直しの検討を行っていくものとする。

また、社会情勢に大きな変化がある場合等は、必要に応じて別途見直しを行うものとし、あわせて、施設の運営方法を変更する場合などの施設ごと、個別の事情（関連制度の改定や近隣自治体の同等料金等との調整など）に応じた手数料の種類ごとの所管課による見直しを妨げない。